

自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法

自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法

自動車等(*1)が自転車等(*2)の右側を通過する場合（追い越す場合を除く）において、両者の間に「**十分な間隔**」がないとき、

- 自動車等は、自転車等との「**間隔に応じた安全な速度**」で進行（道路交通法18条3項）
- 自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行（道路交通法18条4項）

しなければいけません。

罰 則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金
点 数：2点
反則金：7,000円（普通車）

(*1)自動車、一般原動機付自転車及びトロリーバス
(*2)軽車両（自転車を含む）及び特定小型原動機付自転車
(*3)明示されている根拠規定は改正後のもの



【上記の自動車等の通行方法の目安】

- 自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。**少なくとも1メートル程度間隔を空けることが安全です。**
- 自転車等と**1メートル程度の間隔を確保できない場合には、時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転しましょう！**

※ 上記はあくまで目安です。自動車等が自転車等の右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。